

# 海外交流活動に関する覚書

一般社団法人日本粉体工業技術協会

一般社団法人日本粉体工業技術協会（以下協会という）の目的（定款第3条）を達成するために行う事業（定款第4条）のうち、特に海外交流に関する事業について以下のとおり定める。

## （事業）

協会は海外交流のために、つぎの事業を行う。

- (1) 海外の粉体交流団体と協力事業の企画、立案及び実施
- (2) 国際標準の作成事業、普及活動等への参画、協力
- (3) 粉体技術の海外交流に関する事業の企画、立案及び実施
- (4) 協会事業の海外への広報活動の企画、立案及び実施
- (5) 海外への調査団派遣の企画、立案及び実施
- (6) その他海外交流に関する業務の企画、立案及び実施

## （交流する海外の団体）

交流する海外の団体については下記が望ましい。

- (1) 粉体工業に関係ある学・協会または公的機関であり、一定年数以上の活動実績があること。
- (2) 適切な組織規模と技術水準に達していること。
- (3) 一部に偏ることがなく、その分野における、その国の代表的な団体であること。
- (4) 健全な組織運営がされている永続性のある団体であり、交流を定期的に行うことが可能であること。
- (5) その地域は国情が安定していること。
- (6) 両団体が健全な相互利益になる関係を結び相互の成長を見込めること。

## （企画と手続き）

- (1) 委員会、分科会が海外交流事業を企画する場合は、年度毎の事業計画に含める。
- (2) 委員会、分科会が海外交流事業を企画する場合、年度計画に含まれる企画及び年度の途中に新規の事業を企画した場合は、企画案を海外交流委員会に提出し、その検討を経て理事会の承認を得る。実施運営は、企画した者があたる。
- (3) 海外の団体との事業の主催、共催、協賛は、協会名で行う。
- (4) 主催または共催事業は、事前に海外交流委員会の検討を経て理事会の承認を得る。
- (5) 後援または協賛事業は事務局で処理することができるが、海外交流委員長への報告事項とする。

## （報告）

実施された成果及び入手した情報は海外交流委員会に報告する。海外交流委員会は必要に応じて理事会に報告し、その要約を会員に広報する。

## （付則）

この覚書の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

## （付記）

平成5年11月19日 ガイドラインとして制定（理事会承認）、平成5年11月20日から実施

平成8年 9月19日 覚書として改定（理事会承認）  
平成23年3月18日 確認（理事会承認）  
平成27年5月14日 改定（理事会承認）